

防府市風しんの追加的対策費用助成要綱

平成31年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、国が実施する特定感染症検査等事業実施要項に規定される緊急風しん抗体検査等事業及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の予防接種（以下、「風しん追加的対策」という。）の対象となる者が、医療機関又は健診機関（以下、「実施機関」という。）においてクーポン券を使用せず抗体検査、予防接種又は予診（以下、「予防接種等」）を受け実費を負担した場合の費用助成について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性で、風しんの追加的対策に係る抗体検査又は予防接種等を受けた日において防府市に住民登録を有し、風しんの追加的対策における集合契約に参加する実施機関(厚生労働省ホームページ掲載)において、風しんの追加的対策に係る抗体検査や予防接種等を受け、当該実施機関に対して実費を支払った者。ただし、抗体検査を受けた結果、別表1の抗体価を超える抗体価が認められたにも関わらず予防接種等を受けた者は除く。

2 実費により風しんの追加的対策に係る抗体検査や予防接種等を受け、防府市風しんの追加的対策費用の助成を受けた者は、風しんの追加的対策で市が発行するクーポン券を使用することができないものとする。

(助成金の額)

第3条 助成金は、助成対象者一人の抗体検査や予防接種等に対して各1回限りとし、助成金の額は次の各号に規定する金額とする。ただし、抗体検査や予防接種等の費用が規定する金額に満たないときは、当該抗体検査や予防接種等の費用を限度とする。

(1) 風しんの抗体検査については、別表2に規定する金額。

(2) 風しんの予防接種等については、別表3に規定する金額。

(助成金の申請)

第4条 助成金を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、風しんの

追加的対策費用助成金交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）
に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）当該申請に係る、実施機関が作成した風しんの追加的対策に係る
「風しんの抗体検査受診票」、「風しんの第5期の定期接種予診票」の
写し
- （2）実施機関が発行した領収書
（交付決定等）

第5条 市長は、申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、助成金の
交付を行うと決定したときは、申請者に風しんの追加的対策費用助成金交付
決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとし、交付を行
わないと決定したときは、風しんの追加的対策費用助成金不交付決定通知書
（第3号様式）により通知するものとする。

（助成金の返還）

第6条 市長は、偽り、その他不正な手段により風しんの追加的対策費用の助
成を受けた者があるときは、その者から、助成金の全部又は一部の返還を命
ずることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日から平成
34年3月31日までに行った抗体検査、予防接種及び予診について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行し、平成31年4月1日から令和
4年3月31日までに行った抗体検査、予防接種及び予診について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別表1)

定期接種の対象となる予定の風しん抗体価

測定キット名(製造販売元)	検査方法	抗体価(単位等)
風しんウイルス HI 試薬「生研」 (デンカ生研株式会社)	赤血球凝集抑制法 (HI 法)	8 倍以下(希釈倍率)
R-HI「生研」 (デンカ生研株式会社)	赤血球凝集抑制法 (HI 法)	8 倍以下(希釈倍率)
ウイルス抗体 EIA「生研」ルベラ IgG (デンカ生研株式会社)	酵素免疫法 (EIA 法)	6.0 未満(EIA 価)
エンザイグノスト B 風疹/IgG (シーメンスヘルスケア・ダイアグノステ ィクス株式会社)	酵素免疫法 (EIA 法)	15 未満 (国際単位(IU)/ml)
バイダス アッセイキット RUB1gG (シスメックス・ビオメリュー株式会社)	蛍光酵素免疫法 (FLFA 法)	25 未満 (国際単位(IU)/ml)
ランピア ラテックス RUBELLA (極東製薬工業株式会社)	ラテックス免疫比濁法 (LTI 法)	15 未満 (国際単位(IU)/ml)
アクセス ルベラ IgG (ベックマン・コールター株式会社)	化学発光酵素免疫法 (CLEIA 法)	20 未満 (国際単位(IU)/ml)
i-アッセイ CL 風疹 IgG (株式会社保健科学西日本)	化学発光酵素免疫法 (CLEIA 法)	11 未満(抗体価)
BioPiex MMRV IgG (バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社)	蛍光免疫測定法 (FIA 法)	1.5 未満 (抗体価 AI*)
BioPiex ToRC IgG (バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社)	蛍光免疫測定法 (FIA 法)	15 未満 (国際単位(IU)/ml)
Rubella-G アボット (アボットジャパン株式会社)	化学発光酵素免疫法 (CLEIA 法)	15 未満 (国際単位(IU)/ml)

*製造企業が独自に調整した抗体価単位

(今後、厚生労働省通知等により、測定キットの追加、抗体価の単位等が変更となつた場合は、それに従うこととする。)

(別表 2)

風しん抗体検査

1 令和元年9月30日までに検査を受けた場合(消費税及び地方消費税を含む)

	HI 法、LTI 法	EIA 法、ELFA 法、CLEIA 法、FIA 法
保健所で行った場合	790円	2,180円
健診等の機会に行った場合	1,393円	2,894円
月～金曜日午前8時から午後6時までの間、 または土曜日午前8時から正午までの間に 医療機関を受診して行った場合 (休日※を除く)	5,324円	6,825円
上記以外の時間に医療機関を受診して行 った場合	5,864円	7,365円

※日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日、3日、12月29-31日

2 令和元年10月1日以降に検査を受けた場合(消費税及び地方消費税を含む)

	HI 法、LTI 法	EIA 法、ELFA 法、CLEIA 法、FIA 法
保健所で行った場合	790円	2,180円
健診等の機会に行った場合	1,419円	2,948円
月～金曜日午前8時から午後6時までの間、 または土曜日午前8時から正午までの間に 医療機関を受診して行った場合 (休日※を除く)	5,423円	6,952円
上記以外の時間に医療機関を受診して行 った場合	5,973円	7,502円

※日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日、3日、12月29-31日

(別表3)

風しんの定期予防接種(第5期)

1 予防接種 (MRワクチンを使用した場合)

予防接種を受けた時期	金額 (消費税及び地方消費税を含む)
令和元年9月30日まで	11,188円
令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	11,396円
令和2年4月1日以降	11,462円

2 予防接種 (風しん単独ワクチンを使用した場合)

予防接種を受けた時期	金額 (消費税及び地方消費税を含む)
令和元年9月30日まで	7,657円
令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	7,799円
令和2年4月1日以降	7,865円

3 予診のみ

予診を受けた時期	金額 (消費税及び地方消費税を含む)
令和元年9月30日まで	777円
令和元年10月1日から 令和2年3月31日まで	792円
令和2年4月1日以降	803円

風しんの追加的対策費用助成金交付申請書

年 月 日

(あて先) 防府市長

申請者 住 所
氏 名
(連絡先TEL)

防府市風しんの追加的対策費用助成要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。なお、私は、この申請に基づく助成金の交付決定にあたり、確認が必要な場合には、接種した医療機関に問い合わせることに同意します。

申請者	ふりがな 氏 名		男・女
	住 所		
	生年月日	年	月 日
	電話番号		
	区 分	1 抗体検査	2 予防接種又は予診
抗体検査日	年	月 日	
接種日又は予診日	年	月 日	
抗体検査に要した費用		円	
接種(予診)に要した費用		円	
合 計 額		円	

- ◇ 申請は抗体検査、予防接種(又は予診)に対してそれぞれ1回行うことができます。
- ◇ この申請を行い助成を受けた場合にはクーポン券の使用はできません。
- ◇ 添付書類は、次の「1」と「2」を本申請書と一緒に提出してください。
- 1 申請する費用に関係する、実施機関(医療機関や検診機関)が発行した、風しんの抗体検査受診票、風しんの第5期の定期接種予診票、又はその両方。
- 2 風しんの予防接種を受けた実施機関(医療機関や検診機関)が発行した領収書(原本)。

口座名義	支払金融機関	貯金種目
フリガナ	銀行 支店 金庫 支所 協同組合 出張所	当座・普通 口座番号

※申請者以外の方の口座に振り込む場合には、以下もご記入ください。

委 任 状	
私は、この申請に係る助成金受取りの権限を次の者に委任します。	
委任者(申請者)	受任者(口座名義人)
住所	住所
氏名	氏名
	振込先 上記振込先のとおり

※ここからは記入しないでください。

受付年月日	年 月 日	交付金額	円
-------	-------	------	---

第 年 月 日
号

様

防府市長



風しんの追加的対策費用助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった風しんの追加的対策費用の助成について下記金額を交付することに決定したので通知します。

交付決定金額	金	円
(内抗体検査費用)		円)
(内予防接種費用)		円)

※助成金は 年 月 日以降、指定された口座へ振り込みますので御確認ください。

様

防府市長



風しんの追加的対策費用助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった風しん予防接種費用の助成について、次のとおり不交付を決定したので通知します。

(不交付の理由)

- 注 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取り消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。